

注：記載の時間等はあくまで想定です、事故等の状況により変動します。

原子力発電所の状況

事故等の発生！

事態の進展

放射性物質の放出

一部区域で空間放射線量が基準値を超える

3時間※1	15時間※1	8時間※1	概ね3日※1	1日※5	1週間程度※5
警戒事態 石巻市、女川町で震度6弱以上の地震等	施設敷地緊急事態 放射性物質放出の可能性がある (例) 全交流電源喪失等	全面緊急事態			
		放射性物質放出の可能性が高まる (例) 冷却機能喪失等	放射性物質を含む雲（放射性ブルーム）が通過	一時移転等の地区を特定	
国・県・市町からの情報提供行動の指示 事故発生等について広報	屋内退避準備の指示	屋内退避の指示 事態の進展に応じて屋内退避の指示	屋内退避継続の指示 放射線の測定体制を強化	避難準備の指示	状況によって避難が必要な区域を特定して避難や一時移転を指示 1時間あたり20マイクロシーベルト以上の地域 → 1週間程度内に一時移転を実施 1時間あたり500マイクロシーベルト以上の地域 → 数時間から1日以内に避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
病院・有床診療所・社会福祉施設（入所）の行動	屋内退避の準備	屋内退避		避難準備	施設の避難指示※2に基づき、避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)

3時間※1 15時間※1 8時間※1 概ね3日※1 1日※5 1週間程度※5

事態の進展

放射性物質 の放出

一部区域で空間放射線量が基準値を超える

国・県・市町からの
情報提供
行動の指示

屋内退避 準備の 指示

事態の進展に応じて
屋内退避の指示

放射線の測定体制を強化

避難準備の指示

1時間あたり20マイクロシーベルト以上の地域

1週間程度内に一時移転を実施

一起同性反门北 时移辄也天施

1時間あたり500マイクロシーベルト以上の地域
 数時間から1日以内に避難等を実施
 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)

病院・有床診療所
・社会福祉施設
(入所)の行動

屋内退避 の準備

屋内退避

避難準備

**施設の避難態十画※2に基づき、
避難等を実施**
(移動が困難な者の
一時屋内退避を含む)

- ※1 警戒事態：3時間、施設敷地緊急事態：15時間、全面緊急事態（放出前）：8時間、全面緊急事態（放出後）：概ね3日間

令和3年度原子力防災訓練（令和4年2月10日～12日実施）における想定時間です。

本訓練では、宮城県沖にて地震発生後（女川町、石巻市において震度6弱を検知）、定格熱出力運転中の東北電力株式会社女川原子力発電所2号機において原子炉が自動停止し、外部電源の喪失、機器故障によって原子炉注水機能が喪失した後に全面緊急事態に至る。その後、炉心が損傷し、放射性物質が放出され、特定の地点において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状態になったと想定しています。

※2 施設の避難計画

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕に基づき、医療機関、社会福祉施設の管理者は、原子力災害時における避難所、避難経路等についての避難計画を作成するものとされています。

宮城県が作成している原子力災害避難計画作成例を参考に各施設で作成してください。

（作成例掲載アドレス：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/sakuseirei.html>）

※3 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災害対策基本法 第四十九条の十）です。

※4 個別避難計画

避難行動要支援者一人一人への避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、避難支援者、避難場所、避難方法等を避難行動要支援者ごとに具体的に作成するものです。

（参考：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針（内閣府令和3年5月改定） 第Ⅲ部個別避難計画）

※5 全面緊急事態（放出後）：1日、1週間程度

原子力災害対策指針で示された、防護措置の実施を判断する基準を超過する地区を特定するまでに1日間、特定された地区が一時移転を実施する期間として1週間程度を想定しています。